

## 白石・福富・有明3町合併協議会委員等の報酬 及び費用弁償に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、白石・福富・有明3町合併協議会規約（以下「規約」という。）第17条2項の規程に基づき、白石・福富・有明3町合併協議会（以下「協議会」という。）の委員等の報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬及び費用弁償の支給対象)

第2条 協議会の会長、副会長、委員及び監査委員（以下「協議会委員等」という。）の報酬は、白石・福富・有明3町の長、その他常勤職員以外の者に支給する。

(費用弁償としての旅費の額)

第3条 協議会委員等が、協議会の職務を行うために白石・福富・有明3町以外の区域に出張したときに支給する。費用弁償としての旅費の額は別表に掲げるとおりとする。

(支給方法)

第4条 前条に定めるもののほか協議会の委員等に支給する旅費については、会長の属する町の旅費に関する条例の規定を準用する。

(委 任)

第5条 この規程に定めるもののほか協議会委員等の費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年11月1日から施行する。

別表（第3条関係）

鉄道賃	船 賃	航空賃	車 賃	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食事料 (1夜につき)
実 費	実 費	実 費	実 費	2,200 円	甲地 10,900 円 乙地 9,800 円	2,200 円